

4-6-1 研究紀要

情報部会では下記により、次年度に向けての研究紀要の執筆者を募集します。執筆は個人によるものでもグループによるものでもかまいません。日頃の研究の成果を発表する場としてご利用いただきたいと思っております。

令和2年度北海道高等学校教育研究会研究紀要執筆者の募集について

2021年3月に発行される本研究会「研究紀要第58号」の教科部会「情報」の執筆者を募集します。募集する研究論文は、高教研の研究主題である、

「未来を担う人を育む北海道高等学校教育の創造」

に沿ったもので、以下の要件を満たしているものです。

(要件)

- ・執筆者は高教研の会員に限る。
- ・個人的でない内容である。
- ・単年度で完結した研究である。
- ・高校教育に関わる研究である。
- ・数年度のスパンにおいて、特定校・特定個人に偏らない。
- ・文字数は25,000文字以内(横25文字×1,000行)

個人もしくはグループで執筆を希望する会員は、研究紀要募集担当(高教研情報部会事務局担当鶴間(neo_turuq@yahoo.co.jp))にご連絡ください。choice メーリングリストでも募集案内を流します。執筆に関しての質問もこちらで承ります。

執筆の希望者が複数出た場合は役員会で執筆者の選考を行います。

4-6-2 キャラバン研究会

積み重ねた実践を互いに共有し合うことで、生徒の学習意欲を高めながら全道各地で質の高い教育活動ができることを目指し、今年度に引き続き、キャラバン研究会を実施します。次年度は、実施実績の少ない各地区管内での実施を努力目標とします。キャラバン研究会の開催についてのお問い合わせは高教研情報部会事務局担当鶴間(neo_turuq@yahoo.co.jp)まで。

4-6-3 高教研情報部会アンケート

北海道内の情報科と担当する先生方が置かれている状況を把握・共有し、高教研情報部会としての活動をより有意義で質の高い先生方のニーズに合ったものにするために、次年度もアンケートを実施します。なお、前回のアンケートでいただいたご意見を基に、アンケート設問や結果の報告などについての検討・改善を加えます。

4-6-4 全国高等学校情報教育研究会全国大会参加派遣

高教研情報部会では、北海道の情報科教育の質をより高いものにするを目的として、高教研情報部会会員の、全国高等学校情報教育研究会全国大会への参加派遣補助を行っています。一昨年度までは派遣に際して勤務地から会場までの交通費と宿泊費を情報部会の特別会計から全額支出してきました。しかし全額支給を行うことが予算的に厳しくなったため、2万円の補助とさせていただきますこととなりました。

次年度も、派遣補助人数は原則1名とし、choiceウェブページ上およびchoiceメーリングリストで告知し、希望者を募ります。派遣者は高教研情報部会総会での報告義務があります。

平成31年度第12回全国高等学校情報教育研究会全国大会は、2019年8月10日(土)11日(日)に、国立大学法人和歌山大学で開催されます。

全国大会の詳細は <http://www.zenkojoken.jp/> で確認してください。

4-7-1 令和 2年度 一般会計予算案

(1) 収入の部

科目	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 予算額	平成 31 年度 予算額	増減(△)	適用
繰越金	335,901	300,000	300,000	0	
本部交付金	234,920	228,430	234,920	6,490	
雑収入	3	0	0	0	
合計	570,824	528,430	534,920	6,490	

(2) 支出の部

科目	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 予算額	平成 31 年度 予算額	増減(△)	適用
講師旅費・謝金	175,000	180,000	180,000	0	謝礼・交通費
事業費	9,905	50,000	50,000	0	ワークショップ企画
会場費	0	0	0	0	
運営費	16,980	50,000	50,000	0	記録メディア等
研究調査費	3,446	50,000	50,000	0	研究資料・書籍
備品運搬費	0	30,000	30,000	0	機材運搬
事務通信費	3,792	10,000	10,000	0	文書郵送費
備品購入費	0	75,000	75,000	0	機材購入
予備費	0	83,430	89,920	6,490	雑費
合計	209,123	528,430	534,920	6,490	

4-7-2 令和 2年度 特別会計予算案

(1) 収入の部

科目	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 予算額	平成 31 年度 予算額	増減(△)	適用
繰越金	59,089	60,000	20,000	△40,000	
企業広告協賛金	100,000	100,000	100,000	0	
雑収入	2	0	0	0	
合計	159,091	160,000	120,000	△40,000	

(2) 支出の部

科目	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 予算額	平成 31 年度 予算額	増減(△)	適用
運営費	34,062	60,000	30,000	△30,000	
役務費	103,170	90,000	80,000	△10,000	
積立会計	0	0	0	0	
予備費	82	10,000	10,000	0	
合計	137,314	160,000	120,000	△40,000	

4-7-3 令和 2年度 積立会計予算案

(1) 収入の部

科目	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 予算額	平成 31 年度 予算額	増減(△)	適用
繰越金	89,192	21,912	21,912	0	
特別会計より	0	0	0	0	
雑収入	0	0	0	0	
合計	89,192	21,912	21,912	0	

5 その他

5-1 北海道高等学校教育研究会 情報部会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、北海道高等学校教育研究会情報部会と称する。

(目的)

第2条 本会は、北海道高等学校教育研究会の目的に準じ、共通教科ならびに専門教科「情報」の教育(以下、情報教育と称する)に関する事項を研究し、会員相互の研修と識見の向上につとめ、情報教育の振興を図る。

(会員)

第3条 本会の会員は、北海道高等学校教育研究会の会員であって、情報教育を研究する者、ならびに情報教育の趣旨を生かした教育活動を行おうとする者をもって構成する。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため、情報教育に関する研究を通して下記の事業(北海道高等学校教育研究会会則第4条による)を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌への寄稿
- (3) 講習会、講演会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第3章 組 織

(役員と任務)

第5条 本会の役員と任務は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 (1名 本会の運営を統括し、本部役員となる。)
- (2) 副部会長(2名 部会長を補佐し、部会長に事故あるときは職務を代行する。)
- (3) 監事 (2名 本会の業務および会計を監査する。)
- (4) 幹事 (若干名 本会の会務に参与する。)
- (5) 事務局長(1名 本会の事務を統括し、本部との連携を図る。)

(役員を選出と任期)

第6条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、北海道高等学校教育研究会情報部会加入の校長とする。
- (2) 副部会長は、北海道高等学校教育研究会情報部会加入の校長、副校長または教頭とし、部会長が委嘱する。
- (3) 監事は、本会会員から選出し、部会長が委嘱する。
- (4) 幹事は、本会会員から選出し、部会長が委嘱する。
- (5) 事務局長は、本会会員から選出し、部会長が委嘱する。

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

3 情報部会総会において、役員を報告する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、原則として幹事によって構成される。

2 必要に応じて、札幌市内および近隣の本会会員をその構成員とすることができる。

第4章 会 議

(本部役員会)

第8条 本部の役員会(年3回)には、部会長と事務局長が情報部会を代表し出席する。

(役員会)

第9条 役員会は、部会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 監事による監査報告
- (3) 事業計画および、収支予算
- (4) 役員を選出
- (5) その他、必要とする事項

2 臨時役員会は、必要に応じて部会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、北海道高等学校教育研究大会の教科別集会において開催し、会の規約や業務、会計に関する
ことなどについて審議する。

第5章 会 計

(経費)

第11条 本会の経費は、北海道高等学校教育研究会からの交付金、およびその他の収入による。

(書記・会計)

第12条 書記・会計に関する業務は、事務局員が担当する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日までとする。

第6章 その他

(規約の改廃)

第14条 規約の改廃は、役員会で審議し、総会で承認するものとする。

(細則)

第15条 本会に必要な細則は、別に定める。

附 則

- (1) この規約は、平成15年1月10日より施行する。
- (2) 平成16年1月9日 第6条(2)を改正。
- (3) 平成24年1月12日 第2条、第3条、第6条(2)の一部を改正。
- (4) 平成25年1月10日 第9条を改定。
- (5) 平成30年1月11日 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条を改正。